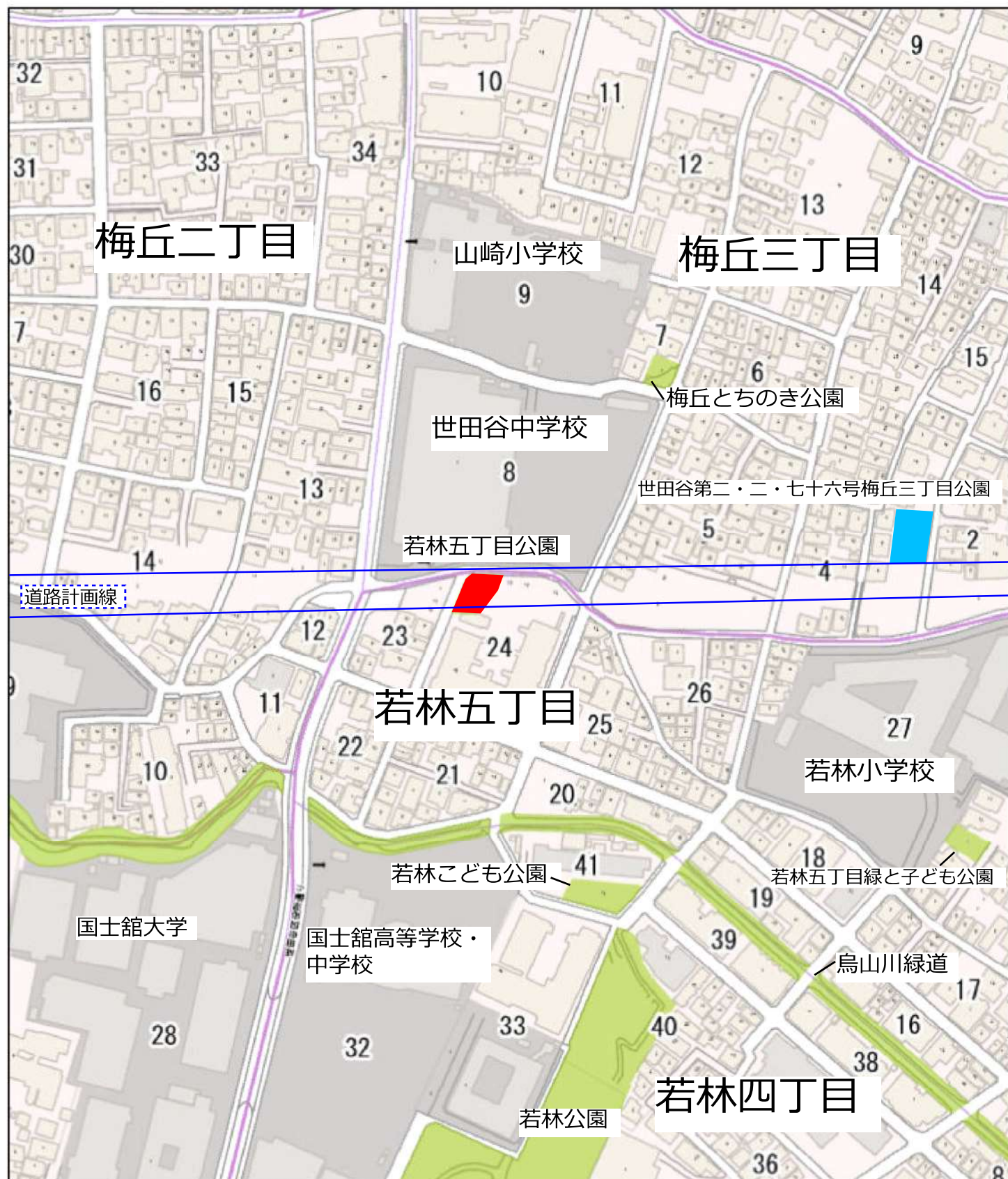


令和 8 年 9 月 2 日
みどり 3 3 推進担当部
公 園 緑 地 課

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

- 1 改正理由
世田谷区立若林五丁目公園を廃止するため、世田谷区立公園条例の一部を改正する。
- 2 改正内容
世田谷区立公園条例「別表第 1」から、次の項を削除する。
(名称) 世田谷区立若林五丁目公園
(位置) 東京都世田谷区若林五丁目 2 4 番 8 号
- 3 施行予定日
令和 8 年 1 0 月 2 9 日
- 4 条例改正新旧対照表
別紙のとおり
- 5 廃止理由
東京都市計画道路事業補助線街路第 5 2 号線事業に伴い、上記財産を東京都道路整備保全公社へ売却するため。



2026/8/20

1:2,490
0 0.02 0.04 0.08 mi
0.07 0.13 km

名 称 世田谷区立若林五丁目公園
位 置 世田谷区若林五丁目 2 4 番 8 号

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立公園条例 昭和33年4月11日条例第4号 改正 昭和35年7月5日条例第6号 ～省略～ 令和8年3月4日条例第15号 令和8年6月23日条例第32号 <u>令和8年●月●日条例第●号</u> 世田谷区立公園条例 目次 第1章 総則（第1条—第3条） 第1章の2 公園の設置基準等（第3条の2—第3条の6） 第2章 公園の管理（第4条—第5条） 第3章 公園管理者以外の者の公園施設の設置等（第5条の2—第5条の4） 第4章 公園の占用（第6条—第10条） 第5章 公園施設の使用（第11条—第13条） 第6章 雑則（第14条—第21条） 付則 ～省略～ 付 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 東京都世田谷区立公園条例（昭和26年4月2日東京都世田谷区条例第6号）は廃止する。 3 この条例施行の際、現に設置されている公園及び公園施設は、こ	○世田谷区立公園条例 昭和33年4月11日条例第4号 改正 昭和35年7月5日条例第6号 ～省略～ 令和8年3月4日条例第15号 令和8年6月23日条例第32号 世田谷区立公園条例 目次 第1章 総則（第1条—第3条） 第1章の2 公園の設置基準等（第3条の2—第3条の6） 第2章 公園の管理（第4条—第5条） 第3章 公園管理者以外の者の公園施設の設置等（第5条の2—第5条の4） 第4章 公園の占用（第6条—第10条） 第5章 公園施設の使用（第11条—第13条） 第6章 雑則（第14条—第21条） 付則 ～省略～ 付 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 東京都世田谷区立公園条例（昭和26年4月2日東京都世田谷区条例第6号）は廃止する。 3 この条例施行の際、現に設置されている公園及び公園施設は、こ

改正後	改正前																								
の条例によって設置されたものとみなす。 付 則（昭和35年 7 月 5 日条例第 6 号） この条例は、公布の日から施行する。 ～省略～ 附 則（令和 8 年 3 月 4 日条例第15号） この条例は、令和 8 年 3 月31日から施行する。 附 則（令和 8 年 6 月23日条例第32号） 1 この条例は、令和 8 年 7 月18日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の別表第 2 に規定する飲食店の設置又は管理に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。 <u>附 則（令和 8 年●月●日条例第●号）</u> <u>この条例は、令和 8 年10月29日から施行する。</u> 別表第 1 （第 2 条関係） 1 公園 （1） 世田谷地域 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～省略～</td><td>～省略～</td></tr> <tr> <td>世田谷区立若林ふれあいひろば公園</td><td>東京都世田谷区若林一丁目32番 1 号</td></tr> <tr> <td>世田谷区立若林もみじ公園</td><td>東京都世田谷区若林四丁目29番23 号</td></tr> <tr> <td>世田谷区立若林一丁目公園</td><td>東京都世田谷区若林一丁目18番 8 号</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	～省略～	～省略～	世田谷区立若林ふれあいひろば公園	東京都世田谷区若林一丁目32番 1 号	世田谷区立若林もみじ公園	東京都世田谷区若林四丁目29番23 号	世田谷区立若林一丁目公園	東京都世田谷区若林一丁目18番 8 号			の条例によって設置されたものとみなす。 付 則（昭和35年 7 月 5 日条例第 6 号） この条例は、公布の日から施行する。 ～省略～ 附 則（令和 8 年 3 月 4 日条例第15号） この条例は、令和 8 年 3 月31日から施行する。 附 則（令和 8 年 6 月23日条例第32号） 1 この条例は、令和 8 年 7 月18日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の別表第 2 に規定する飲食店の設置又は管理に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。 別表第 1 （第 2 条関係） 1 公園 （1） 世田谷地域 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～省略～</td><td>～省略～</td></tr> <tr> <td>世田谷区立若林ふれあいひろば公園</td><td>東京都世田谷区若林一丁目32番 1 号</td></tr> <tr> <td>世田谷区立若林もみじ公園</td><td>東京都世田谷区若林四丁目29番23 号</td></tr> <tr> <td>世田谷区立若林一丁目公園</td><td>東京都世田谷区若林一丁目18番 8 号</td></tr> <tr> <td>世田谷区立若林五丁目公園</td><td>東京都世田谷区若林五丁目24番 8 号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	～省略～	～省略～	世田谷区立若林ふれあいひろば公園	東京都世田谷区若林一丁目32番 1 号	世田谷区立若林もみじ公園	東京都世田谷区若林四丁目29番23 号	世田谷区立若林一丁目公園	東京都世田谷区若林一丁目18番 8 号	世田谷区立若林五丁目公園	東京都世田谷区若林五丁目24番 8 号
名称	位置																								
～省略～	～省略～																								
世田谷区立若林ふれあいひろば公園	東京都世田谷区若林一丁目32番 1 号																								
世田谷区立若林もみじ公園	東京都世田谷区若林四丁目29番23 号																								
世田谷区立若林一丁目公園	東京都世田谷区若林一丁目18番 8 号																								
名称	位置																								
～省略～	～省略～																								
世田谷区立若林ふれあいひろば公園	東京都世田谷区若林一丁目32番 1 号																								
世田谷区立若林もみじ公園	東京都世田谷区若林四丁目29番23 号																								
世田谷区立若林一丁目公園	東京都世田谷区若林一丁目18番 8 号																								
世田谷区立若林五丁目公園	東京都世田谷区若林五丁目24番 8 号																								

改正後		改正前	
世田谷区立若林五丁目緑 と子ども公園	東京都世田谷区若林五丁目28番6 号	世田谷区立若林五丁目緑 と子ども公園	東京都世田谷区若林五丁目28番6 号
(2) 北沢地域		(2) 北沢地域	
名称	位置	名称	位置
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
(3) 玉川地域		(3) 玉川地域	
名称	位置	名称	位置
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
(4) 砧地域		(4) 砧地域	
名称	位置	名称	位置
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
(5) 烏山地域		(5) 烏山地域	
名称	位置	名称	位置
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
～省略～		～省略～	